

また 農業委員会 だより



2017 No. **36**
平成 29. **4**月

発行：益田市農業委員会
編集：農業委員会だより
情報委員会 ☎31-0481



今月の
表紙

1月22日、農事組合法人「城九郎」が設立されました！

今月の
主な
内容

- ①～② … 農事組合法人城九郎の設立について
- ③～④ … 全国担い手サミット IN ぎふに参加して
- ⑤ …… 平成 29 年度農作業等標準料金について
- ⑥ …… 下限面積の見直しについて
- ⑦ …… 農地転用許可事務を市農業委員会で行います
- ⑧ …… 農業委員会からのお知らせ

(農)城九郎が設立されたことで、益田市の集落営農法人数は 17 法人となりました。(農)城九郎は、8 年ぶり 12 番目の特定農業法人を目指しており、「農地を守り地域を守る」との基本理念を掲げた取り組みが始まります。

美濃地町城九郎地区を取組みの中心とする 「農事組合法人城九郎」及び「城九郎農用地利用組合」 の設立総会が開催されました

【これまでの経緯】

美濃地町城九郎地区は、過疎化・高齢化が進み農家戸数が少なく（農業経営13戸）、耕作放棄地も増加、地区外からの入作者が多く農地集積が難しいという課題を抱えていました。そのような状況の中、平成26年の大幅米価下落等を契機として、平成27年3月に城九郎上集落で「城九郎アグリランド営農組合」（通称・JAL営農組合）を立ち上げ、集落の農地維持や将来の後継者育成を図ってきました。

JAL営農組合は、「城九郎の未来を考える若者の集い」等を通じて、地域に暮らす若手（30〜40歳代）と「城九郎の農業・農地を将来どのようにしていきたいか」等意見交換を重ねてき

ました。意見交換会では、親からの農業経営継承に関することや、地域への定住の思い、地域環境維持の将来展望など、それぞれが置かれている立場や生活環境と照らし合わせた中で様々な意見が出されました。



城九郎の未来を考える若者の集い

こうした意見交換を重ねた結果、「地域の将来は自分たちで守っていこう。そして、自分の子どもたちへ更に美しい環境で引き継いでいこう。」という意識統一がなされ、若手5名を加えて法人化へ向かいました。

【法人化に向けた取組】

法人化するに当たり、兼業・少人数で法人を設立した雲南市の「（農）みなみ村」へ先進地視察を行いました。設立の経緯や地域との連携、兼業農家だけで経営するポイント等について熱心に意見交換を行い、同じような環境でも農業経営をやっているという自信につながり、設立に向けさらに加速しました。また、法人化と並行して、農業法人への効率的な農地集積のため、地元地権者で構成する「城九郎農用地利用組合」の組織化を進め、法人と同日に設立する運びとなりました。

【これからの課題】

設立総会では、代表理事組合長の豊田真氏から法人の基本理念である「農地を守り地域を守る」を常に意識した法人経営を実践し、自分たちの子や孫、さらにはその子孫がこの地域に住み続けたいと思ってもらえる環境作りや次の世代に胸を張って引き継ぐことのできる農業法人を目指すことについて、熱い気持ちで語られました。



雲南市「（農）みなみ村」への視察

また、TPP問題をはじめ、平成30年度からの農政改革や経営所得安定対策の米の直接支払交付金の廃止など、水稲経営に依存する中山間地農業への環境が厳しさを増している中、農地を守り地域を守るためには、法人の維持発展が必要不可欠であり、生産性の向上と経費の削減、新たな生産物への取組、経営面積の拡大等、課題は山積しているが、役員をはじめ組合員全員が英知を結集し、課題をひとつひとつ克服していきたいという決意も述べられました。

総会には近隣の集落営農法人である(農)横尾衛門の組合長も参加され、先輩法人としての支援や今後の広域的な連携を視野に入れた話がありました。

「農地を守り地域を守る」という法人の基本理念に沿った今後の取組みに期待が高まります。



「全国担い手サミットINぎふ」に参加して 大会テーマ「広げよう!つなげよう!未来の農業へ」 とともに語ろう清流の国で

【文】農業委員 田中克典

【岐阜県はまじく】

益田市から参加した10名で11月11日の夜、岐阜市内で反省会をしました。出てくる言葉は「ビックリした」「いろんな面で先進的」「高校生が前向き、かつ元気」等々岐阜県の農業への取組み体制の賞賛でした。

4カ所の地域に分かれて参加したので異なる研修をしてきたのですが、話題になったのは岐



担い手サミットINぎふ
参加者の皆さん

阜県が新規就農者育成に力を入

れ、農業教育に取り組んでいる

ことでした。県内各地の農業高

校に地元の先進農家が定期的に

農業の現状・可能性を語る授業

を設けていて、農家の後継者だ

けでなく非農家からも就農、関

連産業に興味を持つ農高生を沢

山育てています。学んだ農高生

徒は自ら地域の小中学校に出前

授業に赴き、農業の魅力を自ら

の体験を基に教えています。こ

れこそが、農高生が小学生の時

から受けていた食農教育の成果

だったのです。

岐阜県は濃尾平野を持つ恵ま

れた環境で、すべての農業分野

で実績を持ちながら、将来を見

据えています。県下各地に就農

支援センターを設け、事務だけ

でなく就農に向けた実践研修の

受け入れも行っていきます。今年

度からは「地域就農応援隊」を
県下10地域に立ち上げ、農業機
関だけでなく自治会、商工関係、
金融、消費者団体等、地域を挙
げて新規就農者へのあらゆる支
援を図ることにしています。

【担い手サミットとは】

第19回全国担い手サミットは

岐阜県、岐阜市メモリアルセン

ター(総合運動公園)で平成28

年11月10、11日に開催されまし

た。全国から2500人(地元

含む)の認定農業者、経営体、農

業委員等関係者が集い、情報交

換やサミット宣言を共有するこ

とにより、改めて農業の意義を

認識し決意を高める大会です。

地元岐阜県の紹介を兼ねた歓迎

アトラクションの後、全体会は

皇太子、皇太子妃のご臨席の下、

厳重な警戒態勢のなかで厳粛に

開催され、優良経営体の表彰、

女性農業者によるパネルトーク

などがありました。今回は農高

生が運営に参加していたのが印

象的でした。

全体会終了後、県下10地域に移動、夜は各地での情報交流会、翌日は33コースに分かれての現地研修会がありました。私は加茂地区「清流の恵みを活かした地域づくりと有機の里コース」に参加、加茂地区は岐阜県の東部、名古屋に近いベッドタウンから長野県境の中山間地までの白川沿いの地域です。美濃加茂市での加茂地区交流会では全国から80名、地元から関係機関や担い手120名が集い、地元の農産物をふんだんに使った料理を頂きながら、楽しい情報交換の機会を得ることが出来ました。なお交流会に先立って加茂農林高校の生徒による地域農業のPR、将来の営農にかける夢の発表があり、隣接する可児市にある県立農業大学校(30名定員)に多くの生徒が進学することに校長先生が「自慢の生徒たちです」と本当に嬉しそうに紹介されました。



【有機農業で町おこし?】

翌日の現地視察はバスで2時間かけて視察先まで都会から見慣れた山間の風景へ、白川町では有機農業での新規就農者育成取り組みの経緯と現況報告、新規就農者との意見交換でした。

東白川村でも有機農業と慣行栽培の共存しながらの地域づくり、都市住民との交流活動を学びました。島根県では絶対無理と言われる有機農業での就農計画：。白川町(8000人)には当初有機農業に取り組む農家が10戸あり、平成20年に国の補助金で研修センター(簡易宿泊施設)を建設。これを機に「白川町有機の里づくり協議会」を立ち上げ、インターンを受け入れ始めました。研修支援、就農相談、農地の斡旋、定住支援、経営相談、販売支援と就農者へ寄り添いながら地域を挙げて担い手育成を進めています。

結果として20代から30代のインターン約20人が有機農業で新規

就農しているそうで参加者一同驚きを隠せませんでした。販売方法も多岐にわたり、毎週名古屋市内での産直マルシェ、ネットを活用して米、大豆トラストや野菜宅配会員の募集、年数回の消費者を招いての交流会と若い人ならではの新しい農業経営に挑戦しています。「大学を卒業、大手企業に入社したものの自分の人生、子供との生活を考え抜いて決断した。生活は楽ではないが、家族で仕事を出来るのが一番楽しいし大切です。」と語る農業青年達の言葉に感動しました。また移住してきた人達も消防団や自治会活動、村祭りなどに積極的に参加し、地域に貢献し助け合っているそうです。

【学んできた】

近年どこの県でも新たな担い手育成、新規就農者の増加が進んでいます。島根県でも他県に先駆けUインターンを受け入れていますが、農業を取り巻く環境も、技術も流通も年々変化して

専業農家も苦闘する中、新規就農者を育成すること、地域農業の担い手に育てていくには多くの時間と多様な支援が不可欠です。行政に任せるだけでなく、農業者、関係機関、関連業者、地域の人達にも関心を持っていただき、情報を共有し共に彼らに携わっていく必要を感じました。即ち、将来の地域づくりの基本である「人、農地プラン」の検討が必要です。また、未来に向けた食農教育を進めることの大切さも改めて痛感しました。

農業用地、地域農業の継続は農家だけでは維持していくことは困難です。農業委員会としても農地の有効利用を図り、担い手の育成に力を入れていきます。将来の益田のために皆さんの御協力をお願いいたします。



報告者
田中克典 農業委員

平成29年度 農作業等標準料金を次の表のとおり決定しました

農作業受委託を行う場合は、これを参考にして料金を決定してください。

● 農作業用機械器具標準作業料金（平成29年4月1日から適用）

農機具等及び作業内容		作業料金（10a 当り） 税抜	
		平成28年	平成29年
トラクター	耕起のみ	8,100 円	8,100 円
	代かき	8,300 円	8,300 円
	耕起・くれがえし・代かき	22,800 円	22,800 円
田植機（側条施肥は別料金）		8,600 円	8,600 円
動力散布機		2,600 円	2,600 円
コンバイン		22,500 円	22,500 円

● 農作業日雇労働標準料金（平成29年4月1日から適用）

作業区分	労賃（8時間労働） 税抜		超過労賃（1時間当り） 税抜	
	平成28年	平成29年	平成28年	平成29年
一般作業	7,000 円	7,200 円	875 円	900 円
軽作業	5,700 円	5,900 円	712 円	737 円

※農地の賃借料等は益田市農業委員会のホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】 市農業委員会事務局 ☎ 31-0481

（参考）穀物調製組合 穀物加工料金

加工区分		平成28年	平成29年
もみ乾燥 (玄米 30kg当)	基準料金（但し水分 17% まで）	350 円	350 円
	水分 1% 下げるごとの加算金	90 円	90 円
	【例】 水分 20%ある玄米 30kg を乾燥するには（14%～15%へ） まず 17%までは 基準料金 <u>350円</u> かかります。 さらに 20%から 17%にするのに $20\% - 17\% = 3\%$ $90円 \times 3\% = \underline{270円}$ かかります。 よって、 $350円 + 270円 = \underline{620円}$ の乾燥料となります。		
調製（もみすり）（玄米 30kg当）	400 円	400 円	
精米（玄米 1kg当）	20 円	20 円	

下限面積の見直しを行いました

一定の面積以上の農地を持っていないと、農地の権利を取得することができません。2015年農林業センサスの資料を基に、区域別の下限面積の見直しを次のとおり行いました。

また今回の見直しに併せ、集積に向けた売買や賃借が難しい空き家に付属した農地や、効率的営農が困難な分断された条件不利農地等の下限面積の緩和措置を講じることとなりました。

いずれも、平成29年2月24日からの適用となります。

● 区域別の下限面積については次のとおりです。

[a]

区域	益田	吉田	高津	安田	鎌手	種	北仙道	真砂	豊川	豊田	高城	二条	美濃	小野	中西	東仙道	都茂	二川	匹見上	匹見下	道川
下限面積	30	30	30	30	20	30	30	30	20	20	30	40	50	30	30	30	30	30	40	30	50

● 条件不利農地等の下限面積の緩和措置については次のとおりです。

集積に向けた売買や賃借が難しい空き家に付属した農地や、効率的営農が困難な分断された条件不利農地等の下限面積の緩和措置を講じます。

空き家に付属した農地等（農業委員会が設定した農地に限る）については、下限面積を1aまで引き下げます。

農業委員会としては、耕作放棄地の解消・発生防止の観点からの施策の展開となりますが、遊休農地の解消と農村環境の保全や定住促進を一体的に図るため、農地の利用の適正化に向けたより有効な対策としてこの制度を運用します。

【設定の対象となる農地等】

主な要件は

- ・ 設定を受ける農地が担い手への集積の対象とならないもの（担い手に繋がらないもの）
- ・ 設定を受ける農地が特定の者でしか耕作が継続できないもの
- ・ 設定を受ける農地が措置が講じられなければ確実に耕作放棄地化する農地であること
- ・ 設定を受ける農地が現に遊休農地であること
- ・ 設定を受ける農地の権利移動等によって地域の農業の担い手に影響を及ぼさないこと

【手続きフロー】

1. 「農地等権利移動制限特例区域設定申出書」を農業委員会に提出する。
2. 農業委員会は、申し出を受けた農地の現地確認を行う。（農業委員）
3. 農業委員会総会において特例区域として設定するか否かの判断の後、設定された場合はその旨公示するとともに申請者へ通知する。
4. 「農地法第3条許可申請書」（※1）を農業委員会に提出（農地所有者+取得希望者）
5. 農業委員会総会において、審議し許可決定の場合、3条許可書を発行する。

(※ 1) 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得される方が、次の全てを満たす必要があります。

- ① 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
(この要件が1アールまで下げられます。)
- ② 所有している農地又は借りている農地の全てを効率的に耕作すること。
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に従事すること。
- ④ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

【問い合わせ先】 市農業委員会事務局 ☎ 31-0481
美都地域：美都総合支所地域づくり推進課 ☎ 52-2314
匹見地域：匹見総合支所地域づくり推進課 ☎ 56-0305



農地転用許可事務を 4月から市農業委員会で行います

市では、市民サービス向上を図る取り組みとして、県から事務権限の移譲を受け、これまで県で行っていた農地の転用許可事務を4月から市農業委員会で行います。

この権限移譲に伴い、申請書の提出部数が二部から一部となり、また申請から許可までの期間が短縮されます。

権限移譲の対象となるのは、同一の事業の目的に供するために転用する農地の面積が4ヘクタール以下（2以上の市町村の区域にわたるものを除く）の場合に限られます。

農地転用の面積が4ヘクタールを超えるもの及び2以上の市町村の区域にわたるものについては、これまでどおり県で行います。

なお、申請から許可までのスケジュールや、申請書の様式などについての詳細は、随時ホームページなどでお知らせいたします。

(申請書の提出先は、今までどおり市農業委員会です。)

【問い合わせ先】 市農業委員会事務局 ☎ 31-0481

益田農業振興地域整備計画の全体見直しについて

「農業振興地域整備計画」は、優良農地の保全・確保と併せ、農業振興に関する各種施策を計画的に推進するための基本的な計画です。

市では、現在、計画の全体見直しを実施しています。(平成28年度着手-平成30年度完了予定)基本方針として、農用地区域の設定については、他事業との関係や農地確保の観点から、現状を維持することとしています。ただし、農業委員会の実施する農地パトロールの結果等により、非農地と判断されたものなどについては、区域の見直しも検討する予定です。

また、平成29年度から全体見直し完了までの間は随時除外申請の受付を停止することになります。農用地区域内の農地において、転用を伴う事業の計画(住宅の建設、駐車場の整備等)をご検討中の方におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

【全体見直しスケジュール予定】

平成29年9月以降県協議予定 → 平成30年1月以降告示等 → 平成30年4月以降完了予定

【随時除外申請受付及び許可日】

【平成29年度】受付停止

【平成30年度】1回目(予定)受付メ切:平成30年8月末日、許可日:平成31年2月頃見込

2回目(予定)受付メ切:平成31年2月末日、許可日:平成31年8月頃見込

※全体見直し完了後、申請受付を再開するため、予定がずれ込む可能性があります。

【問い合わせ先】市農業振興課 ☎ 31-0316

安心で豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

● 60歳未満の方 ● 年間60日以上農業に従事 ● 国民年金第1号被保険者
39歳までの農業者の方で次の要件を満たす方は、政策支援として保険料の国庫補助を受けることができます。

● 認定農業者 ● 農業所得が900万円以下 ● 39歳までに加入

※詳しくは市農業委員会事務局にお問い合わせください。

全国農業新聞をぜひ購読してみてください!

- ★ 発行日 毎週金曜日
- ★ 購読料 月額 700円(送料、税込み)
- ★ 申込先 市農業委員会事務局 ☎ 31-0481



* 編集後記 *

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たな農業委員会の組織体制づくりに向けた手続きが進められています。

農業委員会の役割は、遊休農地対策を進め、関係機関と連携し担い手への集積、新規参入の促進を図るなど、農地利用の最適化を推進させ、地域農業の健全な発展に繋げることです。組織一丸となつて全力で取り組んでいきたいと思えます。

農地に関する問題については、地区の農業委員にお気軽にご相談ください。身近な情報、紙面へのご意見、ご感想など、農業委員会までお寄せください。

編集委員

委員長 村上 巴
副委員長 篠原 栄次
委員 秋好喜代子

西坂 壽恵
齋藤 浩文
椋木 孝光
佐々田貴志